

議案第62号

山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年9月4日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

山陽小野田市国民健康保険条例（平成17年山陽小野田市条例第115号）
の一部を次のように改正する。

第26条第1項中「6か月」を「6か月（ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年）」に改める。

第29条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第26条の規定は、令和6年度分の保険料のうち令和6年12月以後の期間に係るもの及び令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度分のうち令和6年11月以前の期間に係るもの及び令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260

号) 第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

山陽小野田市国民健康保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(徴収猶予)</p> <p>第 2 6 条 市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、<u>6 か月</u>（ただし、<u>急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長 1 年</u>）以内の期間を限って徴収猶予することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(罰則)</p> <p>第 2 9 条 市は、世帯主が法第 9 条第 1 項若しくは<u>第 5 項</u></p>	<p>(徴収猶予)</p> <p>第 2 6 条 市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、<u>6 か月以内の期間</u>を限って徴収猶予することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(罰則)</p> <p>第 2 9 条 市は、世帯主が法第 9 条第 1 項若しくは<u>第 9 項</u></p>

の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し、10万円以下の過料に処する。

の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、10万円以下の過料に処する。